

山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）が成年被後見人、被保佐人又は被補助人の財産の管理、身上監護等に関する事務（以下「後見事務」という。）を適切に行えるよう成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この要領による助成の対象者（以下「対象者」という。）は、家庭裁判所により成年後見人等が選任された次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給している者

(2) 対象者の保有する現金や預貯金、債券、株式及び生命保険等で換金性の高い金融商品の時価額の合計（以下「資産残高」という。）が50万円以下であって、かつ、対象者が居住する家屋及びその土地その他日常生活に必要な資産以外に売却等すべき資産がなく、成年後見人等の報酬の全部又は一部について助成を受けなければ法定後見の利用が困難な者

(3) 市長が、前2号に準じるものと認める者

2 前項第2号に定める資産残高は、入院等において、必要な生活品の購入のために事前に預けている現金を除くものとする。

3 第1項第2号に定める資産残高は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条に規定する報酬付与の審判（以下「審判」という。）で決定された期間の末日における資産残高とする。

(助成を行う場合の成年後見人等の要件)

第3条 対象者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）が、対象者の成年後見人等に就任する場合は、助成の対象としない。

(助成対象期間)

第4条 助成の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、審判で決定された期間とし、当該期間が12箇月を超える場合は12箇月とする。ただし、成年後見人等が就職の日から最初に申し立てた審判の場合であって、当該期間が24箇月を超える場合は24箇月とする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、次に掲げる額を上限とする。

(1) 対象者の生活場所が在宅の場合、月額28,000円

(2) 対象者の生活場所が施設の場合、月額18,000円

2 前項に定める助成金の額は、月割りとし、日割りはしないものとする。

3 対象者の生活場所が1箇月の中で、施設に入所している期間と在宅の期間が混

在している場合は、該当月の対象期間の半数以上の日数を占める生活場所とする。ただし、施設に入所している日数と在宅の日数が同数となった場合は、該当月の対象期間の末日における生活場所とする。

(申請)

第6条 成年後見人等の報酬の助成を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、対象者又は対象者の成年後見人等とする。

2 申請者が助成金の交付を申請しようとするときは、成年後見人等の報酬助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に次に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 家庭裁判所に提出した後見等事務報告書の写し及び財産目録の写し

(2) 預貯金通帳等の写し等金銭管理状況の分かるもの

(3) 報酬付与の審判書謄本の写し

(4) 対象者の成年後見人等が申請する場合にあっては、登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本の写し

(申請受付期間)

第7条 前条に規定する申請の受付期間は、審判の日から起算して6箇月以内とする。

(助成の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成金の交付の可否の決定をしたときは、成年後見人等の報酬助成金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等の報酬助成金交付請求書により助成金を請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を支払うものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 前条の規定により助成を受けた対象者は、助成金を成年後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

(助成金の返還等)

第11条 市長は、助成を受けた対象者又は対象者の成年後見人等が、次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為があったとき。

(2) その他不正又は不適當な行為があったとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。